

様式第1号(第4条・第9条関係)

敦賀市黒河農村ふれあい会館使用許可(兼減免)申請書				年	月	日
敦賀市長		殿		住所		
				申請者 団体名		
				氏名		
下記のとおり申請いたします。						
使用目的						
使用日時	年	月	日	午前 時 分	～	午前 時 分
				午後 時 分	～	午後 時 分
使用施設	多目的ホール 集会室(和室) 調理室					
使用設備	音響施設(マイク 本) その他					
冷暖房	冷房使用(有・無) 暖房使用(有・無)					
入場予定人員	男	人	女	人(計 名)	入場料徴収	有(円)無
現場責任者	住所					
	氏名				TEL	
併せて、下記のとおり、使用料の減免を申請します。 減免を受けたい理由						

使用料徴収額 円

使 用 料 計 算	会 場 使 用 料				使 用 料 徴 収 額		
	使用会場名	使用料	使用時間	金 額	一般使用 減 額	使用料総額 × %	円
多 目 的 ホ ー ル 集 会 室 (和 室) 調 理 室							
					全額免除	使用料総額	無料
					納 付 書 番 号	収 納 印	

太線内をご記入ください。

申込方法及び注意事項

- 1 受付は、使用される日の前3月から前7日までの間に行います。ただし、黒河地区団体及び福祉関係団体においては、前6月から前7日までに行うことができます。(集会室については、使用しようとする日の前日までに行うことができます。)受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。間違いを防ぐため、電話、郵便、口頭等での受付はいたしませんので直接来館してください。
- 2 次の場合は、使用を許可されません。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、附属設備、機具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 営利を目的とする使用であると認められるとき。
 - (4) 管理上支障があると認められるとき。
 - (5) その他市長が不適當であると認めるとき。
- 3 使用料は、原則として許可書交付のとき前納し、還付いたしません。
- 4 使用時間は、準備や後始末に要する時間も含んでおります。
- 5 使用に当たって特別な設備器具を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けてください。
- 6 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。
- 7 許可を受けた目的以外に会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。